

# 発注基準の主な改正内容について

## (H30年6月)

### (1) 総合評価の対象基準について

「舗装」を追加。

対 象 業 種	予定価格
土木一式（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式（上下水道工事）	1億円以上
建築一式工事（新築、改築、増築に限る）	1億円以上
電気工事	1億円以上
管工事	1億円以上
<b>舗装工事</b>	<b>1億円以上</b>
機械器具設置工事（上下水道施設）	1億円以上

### (2) 上下水道局の運用基準の改正について

- ①水道管工事へのランク制の導入
- ②水道管工事に係る配水用ポリエチレン管の配管技能者の追加
- ③下水管渠更生工事に係る備考欄の見直し（施工管理資格、工法）

#### 【水道管工事へのランク制の導入】

発注金額	現行	改正後
5000 万以上	760 点以上 (特定)	<b>A・B (特定)</b>
5000 万未満 2500 万以上	650 点以上	<b>A・B</b>
2500 万未満 1000 万以上	590 点以上	<b>B・C</b>
1000 万未満 500 万以上	530 点以上	<b>C・D</b>
500 万未満	求めない	<b>D・E</b>

### (3) その他の運用基準の改正

工事・委託業務単価契約について

- ・雪氷対策業務の住所要件 「市内」 ⇒ 「委託場所の地区」